

SATO 社会保険労務士法人 NewsLetter



2016年7月号 (No.61)

今月の特集

今後の雇用保険法の改正について

養育特例って何？

SATO コラム 各国のマイナンバー制度

今後の雇用保険法の改正について

■雇用保険の適用拡大

平成 28 年 3 月 29 日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、平成 29 年 1 月より、65 歳以降新たに雇用されるものを雇用保険適用対象とすることが決定しています。

近年、少子化の影響による若年層の労働力人口の減少が懸念されていますが、一方で65歳以上の就業者は増加傾向※にあり、重要な改正です。

※国勢調査では 4 人に 1 人が高齢者との結果も！

改正案では 65 歳以降に雇用された方についても雇用保険に加入することができます。離職して求職活動する場合には、現行のものと同様の内容の高年齢求職者給付金とその都度受けられ、年金との併給をする事ができます。介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに対象となります。

雇用保険料については 64 歳以上の徴収免除を廃止して原則どおり徴収します。(経過措置として平成 31 年度分までは免除)

また別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合は助成措置等を導入するなど、会社の高齢者雇用を後押しする内容となっています。

■育児休業法の見直し

前号では介護休業の法改正についてお伝えしましたが、平成 29 年 1 月には、育児休業もより取得がしやすくなるよう、改正が見込まれています。

①育児休業の対象となる子の範囲の拡大

改正後は特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じる関係にあれば対象となります。

②育児休業が出来る有期契約労働者の要件緩和

「1 歳以降も雇用継続の見込みがあること」の他に、「2 歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く」という要件が、「子が 1 歳 6 カ月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかである者を除く」となり、緩和されます。

③子の看護休暇の取得単位の柔軟化

1 日単位でしか取得できなかったものが、半日単位での取得が可能になります。

④マタハラ・パタハラ※など防止措置の新設

妊娠・出産・育児・介護等を取得する労働者に対し、上司や同僚からの嫌がらせ等を防止する措置を講じなければならないとし、労働者への周知・啓発、

相談体制の整備等が必要となります。

※パタハラ・・・男性が育児のため、短時間勤務や休暇を取得することに対するハラスメント。

養育特例って何？

届出が必須ではないため、つい忘れがちですが、子供を養育する方ほとんどが届出出来る、養育特例についてご紹介いたします。

厚生年金の被保険者が、3 歳未満の子どもを養育する期間中に、給料(標準報酬月額)が下がっても、将来の年金額は、子供を育て始める前の標準報酬月額で計算してもらえらるしくみで、「本人からの申出」があった場合には、事業主が「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書」を届け出ることになっています。※届出は会社員等、「本人からの申出」が要件ですので、届出をしなくても責任は問われません。

また、養育する夫も対象となり、育児休業を取得していなくても届出が可能で、共働きをしているならば夫婦共に申し出をすることができます。

養育特例の効力は 2 年間で、退職後も届出ができます。定時決定や随時決定の手続きが発生するこの時期、届出を希望する方がいないか、今一度確認されてみてはいかがでしょうか。



各国のマイナンバー制度

昨年から騒がれているマイナンバーですが、日本では運用について不明確な部分がたくさんあります。既に導入している他国の制度はどのような運用・管理をしているのでしょうか？

★個人情報管理の種類

・フラットモデル(一元管理方式)

利用範囲が複数あり、そのすべてを 1 つのマイナンバーにて管理しています。1 つの番号で情報管理を行える反面、漏えいした際の情報量が多くなります。

・セパレートモデル

1 つのマイナンバーで扱うことのできる範囲が限られ、分野ごとの管理番号が必要になる一方、情報流出の範囲を最小限にできます。

・セクトラルモデル(分散型管理方式)

マイナンバーに加え、分野ごとに別の暗号等を用いることで、認証が段階的となり、セキュリティを高めています。利用範囲を限定しないことで、複数分野の情報を連携できる利便性も考慮しています。

それぞれ一長一短な部分があり、今後日本の運用がどうなっていくのか。注目です！

各国のマイナンバー制度

	ドイツ	アメリカ	オーストラリア	韓国	シンガポール
付番対象者	全ての居住者 (外国からの移住者含む)	・国民 ・労働許可をもつ在留外国人 (任意)	・出生した国民 ・国内居住地を得た外国人	・韓国に居住する国民 ・韓国に 90 日以上居住する外国人や在留外国人には別番号を付与	・国民 ・永住権所有者 ・就労許可のある在留外国人
利用範囲	税務	年金、医療、その他社会扶助、行政サービス全般	年金、医療、税務など計 26 分野で連携	電子政府ログイン ID、年金、医療、税務	電子政府ログイン ID、強制積立貯蓄制度、税務など
民間利用	禁止	制限なし	本人の同意で民間分野番号を生成	制限なし	制限なし
個人情報管理	セパレート(第三者機関設置)	フラット(セクトラルへ移行とも)	セクトラル	フラット	フラット(個別 PIN が発行される分野も有)



【発行元】

SATO
社会保険労務士法人
札幌オフィス
〒060-0906
札幌市東区北 6 条
東 2 丁目 3 番 1 号
TEL (011) 351-3010